

# 装具代金の払い戻し手続きについて

医師の処方により、製作される装具の代金は保険の方から療養費として支給されます。各保険で定められた所でのお手続きをお願い致します。

## 〈 払い戻し手続きに必要な物 〉

【医師の装具証明書】 【領収書】 【保険証】 【通帳】 【印鑑】  
弊社が発行した領収書

保険	手続きの窓口	還付率
□ 後期高齢医療 に加入されている方	市町村役場の後期高齢医療を扱う窓口	7割から9割
□ 国民健康保険 に加入されている方	各市町村役場の国民健康保険を扱う窓口	7割
□ 社会保険(協会けんぽ) に加入されている方	全国健康保険協会(沖縄支部 098-951-2211)	7割
□ 健康保険組合・共済組合 に加入されている方	勤務先の保険担当の方へ書類を提出	7割
□ 労災保険 に加入されている方	管轄の労働基準監督署で手続き	10割

## 〈 お支払いについて 〉

- 入院中の方には直接集金にも伺います。ご連絡下さい。
- 振込希望の方は、装具納品後 2週間以内にお支払い下さい。

※銀行、郵便局でお振り込み後には領収書の送付をします。住所確認のため、赤田義肢にご連絡下さい。

※病院の治療費とは別のお支払いとなっております。

«銀行振込先» 沖縄銀行 壱屋支店 (普通) 20995 (有)赤田義肢製作所

※手数料はご負担になりますのでご了承ください。※郵便局等の受領書は適用致しませんので、ご了承願います。

※手数料はご負担になりますのでご了承ください。

※郵便局等の受領書は適用致しませんので、ご了承お願いします。

## 〈 装具取り扱いについて 〉

- ・装着は医師の指導に基づき正しく装着ください。・治療目的外での使用はなさらないでください。
- ・装具に異常があれば当社へご連絡ください。・装着時に発赤や痛みが生じた場合、直ちに医師の指導を受けてください。・常温で使用、保管してください。・無断で修理、改造を加えないでください。
- ・必要以上の力を加えないでください。・装着前には、必ず装具に異常がないかを確認してください。

## 〈 耐用年数について 〉

- ・通常の使用状態において材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものです。
- ・各装具に定められ耐用年数内での再支給はできません。耐用年数以内の破損や故障は原則、修理や調整で対応させていただきます。

## 〈 2個めの装具、予備の装具を購入希望の方へ 〉

- ・保険内での同じ装具の複数購入は原則できませんが、自費での購入は可能です。  
担当の義肢装具士にご相談ください。

(有)赤田義肢製作所 〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎 2-103-20

TEL 098-832-8423 FAX 098-832-8418